（別記１）

入林届記載の留意事項

① 入林予定箇所の検討に当たっては、銃器の使用を制限する区域等を示した図面（以下「区域図」という。）を参照してください。

・銃器を用いた許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業は、森林管理署等と調整済の捕獲事業（銃）実施区域において実施可能です。銃器を用いた許可捕獲等をこれから実施しようとする場合は、実施場所について森林管理署等と調整してください。
・銃器を用いた狩猟は、銃器の使用を制限する区域、捕獲事業（銃）実施区域及び緩衝区域 B 並びに捕獲事業（わな）実施区域の**いずれにも該当しない区域においてのみ可能**です。

区域図は森林管理署等で配布しているほか、ホームページでも公開しています。区域図は、年度始め（５月頃）及び狩猟期間の開始前（11 月頃）に更新していますが、これ以外の時期でも、各種事業の状況等により変更されることがありますので入林の際、最新のものを確認してください。

関東森林管理局 URL https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/

② 指定管理鳥獣捕獲等事業において、夜間銃猟を実施する場合は、都道府県知事の確認を得た上で夜間銃猟に関する作業計画を記載した書面を添付して提出してください。

また、捕獲個体を放置する場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、その具体が明記されていることを証する書面を添付して提出してください。

③ 団体の場合は、別紙１の構成員名簿を提出してください。

④ 入林届は、上記①のホームページにて案内する入林届提出先に、入林日の４業務日前※の勤務時間終了時刻（午後５時）までに提出してください（森林管理署等に持込みの際、勤務時間外又は職員が不在の場合は、ポストに投函してください。）。

なお、入林日が未確定の場合は、上記の期限までに、確定した入林日を電話又は電子メールにより、当該入林届提出先に連絡してください。

※例えば、日曜日に入林する場合、前週の火曜日の勤務時間内までに提出してください。